

塩竈市国土強靱化地域計画

令和3年3月（令和8年3月一部改訂）

塩竈市

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	1
2 「国土強靱化」と「防災」について	1
3 計画の位置付け	2
4 計画期間	3
5 本計画の対象想定災害	3
6 計画の推進	3
第2章 目標と脆弱性評価	4
1 基本目標	4
2 事前に備えるべき目標	4
3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	5
4 施策分野の設定	6
5 脆弱性評価の手順	7
第3章 国土強靱化施策の脆弱性評価と推進方針（リスクシナリオ別）	8

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を観測した巨大地震が大津波を引き起こし、本市において65人の人命を奪い、市民の財産に甚大な被害をもたらしました。

本市では、高い確率で発生が予想されていた宮城県沖地震に備えるべく、塩竈市地域防災計画を制定し、市有建築物の耐震化など様々な防災対策を講じてきましたが、大規模かつ広範囲に及ぶ被害により、行政機能の喪失や初動時の情報不足、燃料の不足など、経験したことのない事態が生じ、人命の救助・救出や災害時医療、生活再建等において、極めて困難な状況に直面しました。

このような中、国においては、平成25年12月、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」が策定されました。

また、基本法においては、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を定めることができる」とされました。

本市では、既に、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて各分野の各種計画等の見直しや災害対応マニュアルの策定等を進め、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきたところでありますが、さらに強靱な地域づくりに向けて、平時から持続的な取組を展開するため、基本法に基づく塩竈市国土強靱化地域計画を策定するものです。

2 「国土強靱化」と「防災」について

「国土強靱化」と「防災」は、災害への対策という点で共通しますが、以下のような違いがあります。

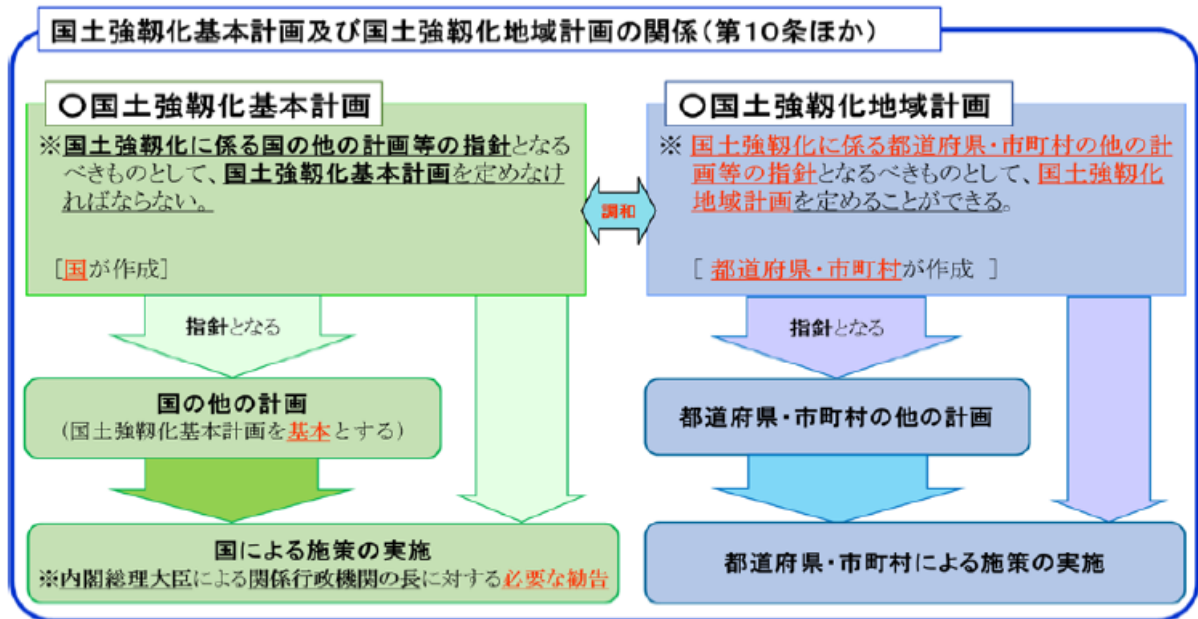
国土強靱化	大規模自然災害の発生を想定し、リスクごとの対処対応のみならず、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんな事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていこうとするもの。そのため、国の基本計画では、「事前に備えるべき目標」が設定されている。
防 災	「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」をとりまとめるもの。したがって、例えば、国の防災基本計画では、「各災害に共通する対策編」を設けつつ、「地震災害対策編」「津波災害対策編」など、リスクごとに計画が立てられている。

参考：国土強靱化地域計画策定ガイドライン

3 計画の位置付け

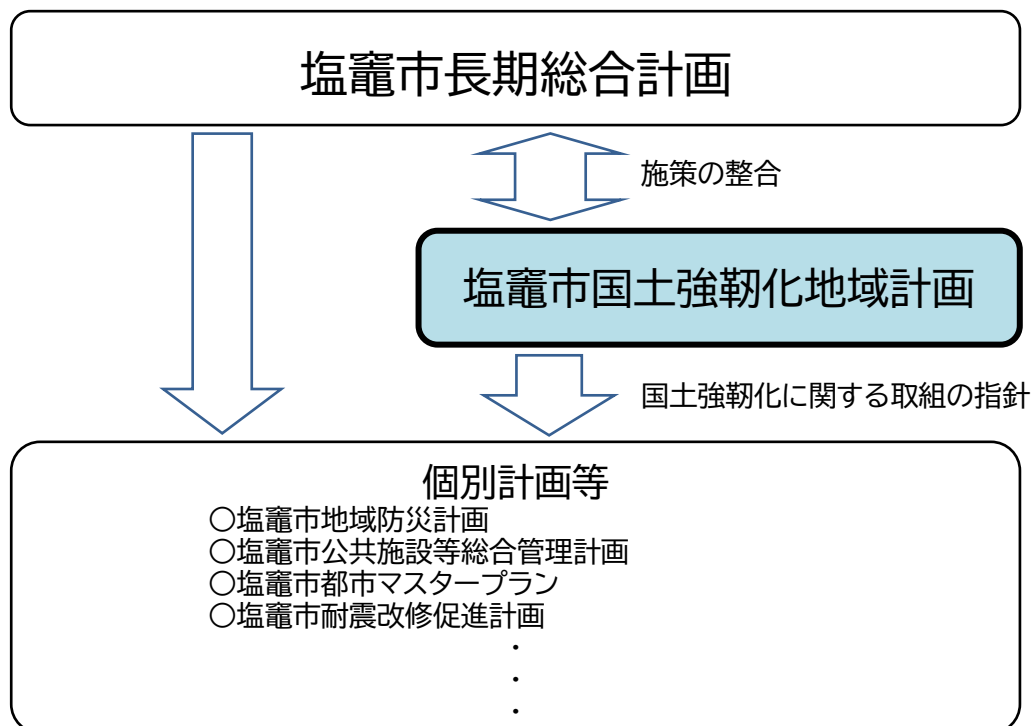
本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものです。策定にあたっては、国の基本計画や県の地域計画との調和を保ちながら、本市の長期総合計画に掲げる施策との整合性を図り、各個別計画等の国土強靱化に関する取組の指針となるものとして位置付けるものです。

【国の基本計画と県・市の地域計画との関係性】



出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン

【長期総合計画等との関係性】

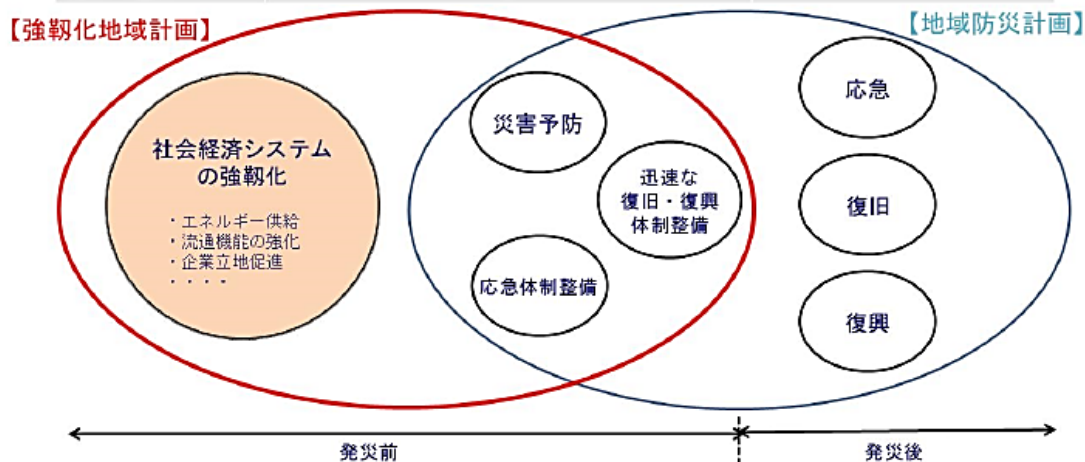


【地域防災計画との関係性】

地域計画は、国土強靱化に係る指針性を有することから、国土強靱化に関しては、災害対策基本法に基づく地域防災計画に対しても指針となります。

(地域防災計画との比較)

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—



出典：国土強靱化地域計画策定ガイドライン

4 計画期間

本計画の対象期間は、策定の日から令和8年度までとします。

5 本計画の対象想定災害

本計画の対象は、過去に市内で発生した大規模自然災害による発生状況を踏まえて、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ大規模自然災害とします。

6 計画の推進

本計画の取組は、事業の立案（PLAN）、事業の実施（DO）、定期的な進行管理（CHECK）、改善（ACTION）といったPDCAサイクルに沿って進行管理を行うこととし、社会情勢の大きな変化等があった場合には、適宜必要な見直しを行います。

第2章 目標と脆弱性評価

いかなる災害等が発生しようとも「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会を構築するため、本計画の目標と脆弱性評価の手順等を次のとおり定めるものです。

1 基本目標

国土強靱化の理念に鑑み、次の4つを基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、次の8点を「事前に備えるべき目標」とする。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能を確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない
- (8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、「国土強靱化基本計画」及び「宮城県国土強靱化地域計画」における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基本として、過去の大規模自然災害や地域特性を踏まえ、29の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定します。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1 直接死を最大限防ぐ	1	1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	2	1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生
	3	1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生
	4	1-4 大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	5	1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	6	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	7	2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	8	2-3 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
	9	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	10	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	11	2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	12	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能を確保する	13	4-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大
5 経済活動を機能不全に陥らせない	14	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
	15	5-2 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	16	5-3 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
	17	5-4 食料等の安定供給の停滞
6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	18	6-1 電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
	19	6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	20	6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

7 制御不能な二次災害を発生させない	2 1	7-1 防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生
	2 2	7-2 有害物質の大規模拡散・流出
	2 3	7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	2 4	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	2 5	8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	2 6	8-3 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより、生活再建が大幅に遅れる事態
	2 7	8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・消失
	2 8	8-5 事業用地の確保、仮施設等整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	2 9	8-6 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による地域経済への甚大な影響

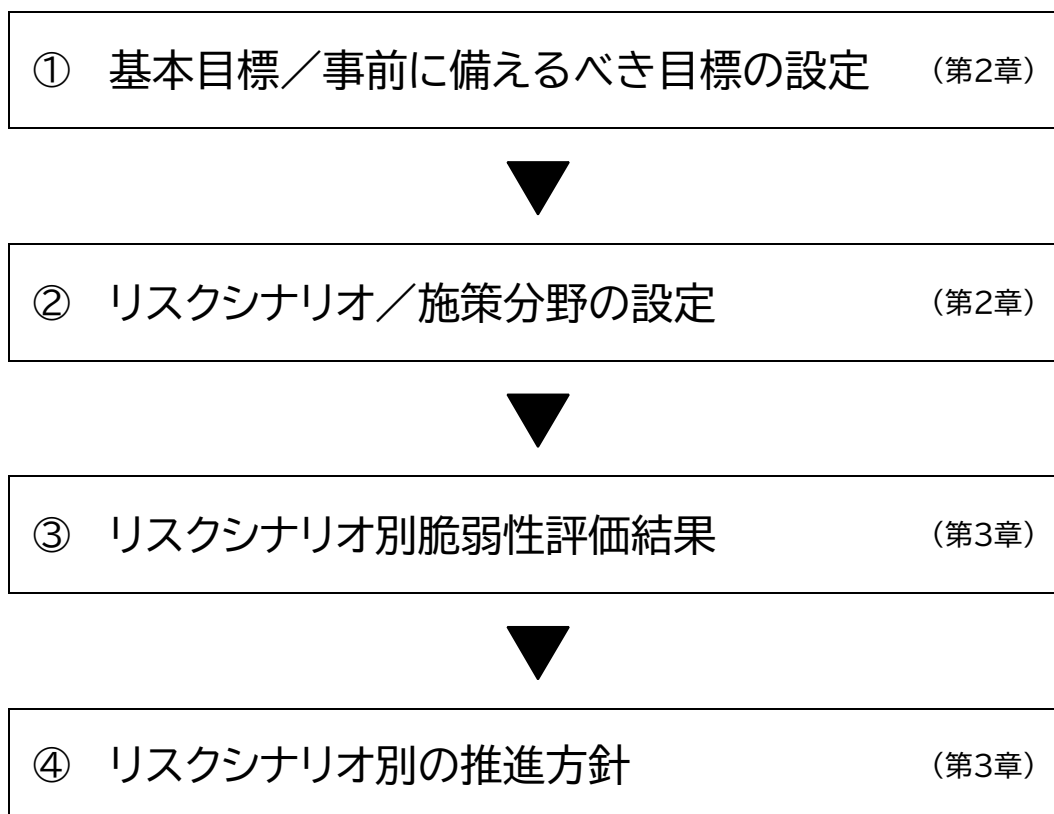
4 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な国土強靱化に関する施策分野については、国の基本計画、県の地域計画に基づき、市の実情を踏まえ、9の施策分野を設定するものです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 行政機能・情報通信等 (2) 住宅・都市 (3) 保健医療福祉 (4) 環境 (5) 産業 (6) 交通・物流 (7) 地域保全 (8) 土地利用 (9) リスクコミュニケーション |
|--|

5 脆弱性評価の手順

大規模自然災害に対してリスクシナリオを設定し、脆弱性の評価を行うことは、国土強靱化に関する施策を実施していく上で必要なプロセスであり、国の国土強靱化基本計画においても脆弱性評価を基に施策ごとの推進方針が示されています。本計画においても、国の脆弱性評価手法を踏まえ、以下の手順により評価を行い、強靱化に向けた施策の推進方針を定めるものです。



第3章 国土強靱化施策の脆弱性評価結果と推進方針（リスクシナリオ別）

本章は第2章に定めた29のリスクシナリオ別に脆弱性評価結果と推進方針をまとめたものであり、推進方針に基づき、国土強靱化に関する取組を進めていくものです。

リスクシナリオ	1-1	地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生	
脆弱性評価結果		推進方針	
<p>施策分野：2 住宅・都市</p> <p>【住宅の耐震化等】</p> <p>○ 住宅の耐震化率は平成30年9月末時点で93%となっている。旧耐震基準で建築された住宅、特に木造戸建て住宅は多数存在しているため、住宅の所有者に耐震診断の必要性を伝えきれていない。また、旧耐震基準の木造戸建て住宅に占める高齢者世帯の割合が高く、耐震改修工事費用の調達が難しいなどの理由により、改修計画が具体化されていない。</p>		<p>○ 耐震診断・耐震改修の必要性について、多様な手段により、普及啓発を行うとともに、助成事業の実施と拡充に努める。</p> <p>○ 高齢者のみの住宅や障害者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図る。</p> <p>○ 耐震診断・耐震改修の促進を図るため、普及啓発するとともに、耐震化の状況把握を行う。</p> <p>○ 旧耐震基準で建築された住宅等の耐震化を促進するため、住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。</p> <p>○ 公営住宅については長寿命化対策やライフサイクルコスト削減を進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業などを推進する。</p> <p style="text-align: right;">（まちづくり・建築課）</p>	

<p>【耐震診断義務付け対象の建築物の耐震化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震診断義務付け対象の建築物の耐震化率は令和3年3月現在87%となっている。旧耐震基準で建築された耐震診断義務付け対象の建築物は、築35年以上経過しているものの構造体の耐用年数が残っており今後も活用は可能であるが、東日本大震災の復旧費用などに近年多額の支出をしており、耐震改修工事費用の調達が難しいなどの理由により、改修工事が具体化されていない。 ○ 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策では、建築基準法第12条第1項に規定する定期調査の周知等を図り、定期調査の実施と報告を促すことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市有建築物については、管理者に対し、耐震改修等の計画策定を促し、計画的な耐震改修の促進を図る。 ○ 耐震改修の必要性について、多様な手段により、普及啓発を行う。また、耐震改修等の進行管理を行うとともに、耐震改修の必要性などの指導助言を行う。 ○ 特殊建築物、建築設備等の定期調査の実施とその調査結果の報告について、引き続き通知等により所有者等への周知を図るとともに、防災避難に関して特に危険性のある建築物に対し、改善指導を行う。 (まちづくり・建築課)
<p>【市営住宅エレベーターの耐震化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年にエレベーターに関する耐震関係告示が制定され、平成26年に施行されたが、新基準を遵守していないエレベーターが存在している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年に施行された耐震関係告示を遵守する改修を行い、耐震性安全性の向上を図る。 ○ 公営住宅については長寿命化対策やライフサイクルコスト削減を進めるため、公営住宅等ストック総合改善事業などを推進する。 (まちづくり・建築課)
<p>【学校の耐震化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造体の耐震化については実施済みである。非構造部材の耐震対策について、安全性に課題のある箇所については、随時整備しており一定の安全性は確保しているものの、施設全体の老朽化対策としては、学 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造体の耐震化は実施済みであるが、施設の老朽化が進んでいる。市の学校施設長寿命化計画に基づき耐用年数を踏まえた長寿命化改修を順次実施しているが、施設マネジメントを考慮しながら、構造体・非構

<p>校施設の大規模改修に合わせて実施しているため、全ての学校が対策完了するまでに時間を要することが懸念される。</p> <p>○ 災害が長期にわたる場合には、子どもの学びの保障が満たせない懸念がある。</p>	<p>造部材の改修を計画的に実施していく。</p> <p>○ 情報通信ネットワーク環境や情報機器を整備しオンライン授業等、ICTを活用した学びの保障に努める。</p> <p>(教育総務課)</p>
<p>【保育所の耐震化等】</p> <p>○ 公立保育所については、全ての施設で耐震基準に適合している。今後、保育ニーズの変化、少子化等を踏まえた適正な規模と配置についての検討と合わせて、私立保育所等の新設・改修等については耐震対策を含めた計画的な整備を図る必要がある。</p>	<p>○ 公立保育所の多くが老朽化していることから、塩竈市公共施設再配置計画との整合性を確保しながら、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、計画的な施設整備を図る。私立保育所等の新設・改修等については耐震対策を講じた施設整備を図る。</p> <p>(保育課)</p>
<p>【高齢者施設等の耐震化等】</p> <p>○ 高齢者施設等は、災害及び火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、入所者の安全を守る対策を講じる必要がある。</p>	<p>○ 高齢者施設等の災害対策として、耐震改修及び老朽化に伴う大規模修繕等に要する費用の補助を行う。</p> <p>○ 高齢者施設等の火災対策として、新たなスプリンクラー設備等の整備に要する費用の補助を行う。</p> <p>○ 高齢者施設等の安全対策として、対策が必要なブロック塀等の改修に要する費用の補助を行う。</p> <p>(高齢福祉課)</p>

リスクシナリオ	1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：1 行政機能・情報通信等</p> <p>【関係機関との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時には業務量と時間的制約等により市職員のみでの対応では、災害応急対策の実施が困難となる場合がある。そのため、迅速かつ的確な防災対策を実施するにあたって被災していない地域の機関等の協力が必要となる。他の自治体の協力を最大限活用するためには、他の関係機関との協議が必要である。 ○ 協定に基づく応援体制の実効性を確保するために、平時においては大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練を行い、防災関係機関相互の連携を強化するための取り組みを行うことが重要である。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、本市だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するにあたって、被災していない地域の機関等の協力が必要となるため、県や他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。 ○ 協定に基づく応援体制の実効性を確保するために、平時においては大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。 ○ 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。 <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>

<p>【総合防災情報システムの機能拡充】</p> <p>○ 地震、大雨、土砂災害等の非常時・災害時における迅速な防災・避難態勢をとるための情報伝達体制の構築に向けて、総合防災情報システムや緊急地震速報システム等の各種災害情報システムを運用している。現在運用している各システムの更なる情報伝達の多様化・高速化により防災・避難態勢に万全を期す必要がある。</p>	<p>○ 「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、必要な情報を迅速に県に伝達する。また、各関連機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化するとともに、各種被害情報を「宮城県総合防災情報システム（MIDORI）」に入力し、情報を集約及び共有化することにより、被害の拡大防止を図る。</p> <p>○ 非常時・災害時における防災・避難態勢の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けて各種防災情報システムの運用を行う。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>
<p>【地域住民等に対する通信手段の整備】</p> <p>○ 減災対策としては、安全が確保された避難施設及び避難経路を整備しておくとともに、確実に地域住民等に情報を伝達できるよう多様な情報伝達手段の検討・整備を図り、避難方法等の周知徹底及び避難訓練が必要である。</p>	<p>○ 県や他市町村と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>○ 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート（災害情報共有システム）を介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、SNSなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等</p>

	<p>を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p> <p>(危機管理課)</p>
<p>施策分野：2 住宅・都市</p> <p>【公園施設の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の避難場所となる公園については、維持管理の強化を図り、計画的な施設更新を行う必要がある。 ○ 沿岸部に位置する公園・緑地においては、災害時に公園利用者の安全が確保されるよう、津波避難対策等を図る必要がある。 ○ 伊保石公園は平成3年に開園し約30年経過し、老朽化著しく改修する必要がある。 ○ 公園利用者の感染症対策として、衛生面の確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に避難場所となる公園については、週3回の巡回点検や月2回の日常点検を実施し、部材の損傷・劣化状態を目視・触診・動作確認等により施設整備を図る。日常点検において、管理水準を下回るような激しい劣化や損傷が発見された施設については、使用禁止とし早期の修繕・更新を行う。 ○ 沿岸部に位置する公園・緑地において、災害時に公園利用者の安全を確保するための一時避難場所となる避難築山や防災<small>あずまや</small>四阿を整備する。 ○ 伊保石公園は一時的な避難場所となっており、災害時（以下、有事と記載する）防災拠点となりうる規模を有している。有事に備え、医療、消防、ボランティア団体を受け入れるため、基盤整備を行いキャンプサイトや資材置場等を整備することで受け入れ体制を整える。具体的な施設・規模については、市民や利用者等から広く意見を伺い、整備計画を策定し防災に強い公園リニューアルを行い、平時はバーベキューやキャンプサイトとして利活用を推進し、有事の際に活用可能な施設として広く周知していく。 ○ 避難所及び災害拠点として、感染症の拡大防止を推進するため非接触型給排水設

	<p>備へ切り替えを行っていく。</p> <p>(土木課)</p>
<p>施策分野：8 土地利用</p> <p>【災害に強いまちづくり】</p> <p>○ 東日本大震災によって、本市では震度6強の強い揺れを観測するとともに、太平洋沿岸を中心に発生した高い津波が沿岸部に襲来し、津波の高さは本土側ではおおむね1.5m～4.0m、浦戸地区では8m(標高)を超え、浸水範囲が本土地区では市域面積の22%、浦戸地区では全島において居住区域に達するなど甚大な被害が生じた。</p> <p>○ 「みなとまち」として、沿岸地域に近接して都市機能が集積し、中心市街地を形成している本土側の特性を踏まえ、市街地の整備については現状復旧にとどまらず、今回と同規模の地震や津波が発生した場合にも対応しうる防災対策を講じる必要がある。また、浦戸地区については特に大津波により居住地に甚大な被害を受けていることから、地盤沈下対策や高台への集団移転等に取り組み、安全・安心な居住環境の再生を図る必要がある。</p>	<p>○ 防潮堤の復旧・整備による浸水対策の強化を図る。</p> <p>○ 避難場所や避難経路、防災備蓄の検証、整備を行う。</p> <p>○ 土地区画整理事業、防災拠点施設整備事業の実施。</p> <p>○ 津波到達までに時間が短く浸水想定区域外まで避難が困難である地域では、緊急の避難場所として人工高台を整備する。</p> <p>○ 土地勘のない観光客が訪れる地域や海岸付近、避難困難地域では、避難路・避難経路や海拔標示版の設置、わかりやすい避難案内看板等を整備する。</p> <p>(危機管理課、水産振興課、まちづくり・建築課)</p>
<p>施策分野：9 リスクコミュニケーション</p> <p>【減災対策の推進】</p> <p>○ 平成26年3月に塩竈市地域防災計画を策定した。大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減を図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。</p>	<p>○ 防災教育の徹底や防災訓練の充実など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。また、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。</p>

	<p>○ 大津波警報、津波警報、津波注意報等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備など、まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>
<p>【防災教育の推進】</p> <p>○ 学校防災体制の確立では、市内全ての小中学校に「防災主任」を配置し、地域拠点校に「安全担当主幹教諭」を配置した。防災主任、安全担当主幹教諭の更なる資質向上と人材育成のため、年に2回、市教育委員会主催の防災主任者等研修会を実施している。</p> <p>○ 東日本大震災の教訓を踏まえ、各小中学校においては「学校防災マニュアル」を作成し、地域の災害特性を考慮した避難訓練を実施するとともに、評価・改善し、児童生徒の安全確保に取り組んでいる。</p> <p>○ 防災教育を推進するため、「みやぎ防災教育副読本」等を活用し、災害に対応する力と心を身に付け、計画的・継続的に防災教育を推進する必要がある。</p> <p>○ 学校と地域が一体となった防災体制を構築するため、PTA や町内会、市防災担当部局等の関係機関と連携した取組を行う必要がある。</p>	<p>○ 児童生徒一人一人が自ら危険を予測し、回避できる力を身に付け、災害から身を守る（自助）とともに他者（共助）や社会（公助）の安全に貢献できる心を育み、「人間としての在り方・生き方」について考えさせる防災教育を推進する。</p> <p>○ 災害発生時における避難方法や避難所運営等について、想定される課題の解消に向け、平時から教職員と地域住民、市防災担当部局等が災害時の対応を確認するなど、学校と地域、市防災担当部局等の連携体制の構築を図る。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育課、危機管理課)</p>

【震災の記録と伝承】

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 東日本大震災は、巨大な津波が沿岸市町に甚大な被害をもたらし、多数の死者・行方不明者を出した。この経験と教訓を風化させることなく後世や他地域に伝承していくため、検証記録誌・記録映像の作成、ホームページ等による情報発信、シンポジウムの開催等を行っており、今後も引き続き、検証の成果と教訓を広く市内外に情報発信する必要がある。○ 震災の記録を展示するための施設として津波防災センターを開設している。しかし、コンテンツ等がまだまだ未整備なので、今後拡充していく必要がある。 | <ul style="list-style-type: none">○ 東日本大震災の経験と教訓を風化させることなく、後世に伝承していくため、記録誌・記録映像を含め、各種媒体により継続的に情報発信するとともに、震災からの復旧・復興を検証し、検証の成果と教訓を広く市内外に情報発信する。○ 震災による被災事実を後世に伝承し、迅速な避難行動に繋げる様々な取組を行っていく。○ 震災伝承施設の展示物や整備を拡充し、さらに市内外へ施設の情報を発信し、利用者・参観者の増加を図る。
<p style="text-align: right;">(危機管理課)</p> |
|---|---|

リスクシナリオ	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生	
脆弱性評価結果		推進方針	
<p>施策分野：2 住宅・都市</p> <p>【下水道等の整備等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災による地盤沈下に伴い、台風などの降雨が多い時期などには大規模な浸水被害が想定されることから、雨水排水施設の計画的な整備が求められている。 ○ 下水道施設の老朽化が進んでおり、より効果的かつ効率的な施設の更新などが求められているため、ストックマネジメント計画を策定し対応していく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道事業計画に基づき、10年に1度の雨量（52.2 mm/h）に対応できる体制を整備する。 ○ 災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化を推進する。 ○ 震災時の排水機能確保のため、主要ポンプ場への自家発電設備などを計画的に整備していく。 <p style="text-align: right;">（下水道課）</p>	
<p>施策分野：7 地域保全、8 土地利用</p> <p>【地域防災力の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 台風・大雨による家屋への内水被害が生じている。また、地球温暖化に伴う気候変化により、大雨の頻度増加、台風の激化などにより、水害、土砂災害及び高潮災害などが頻発することが懸念されている。 ○ 町内会の数に対して自主防災組織の結成率が低い。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査やハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行う。 ○ 想定しうる最大規模の雨量により、内水による浸水被害が発生した場合に浸水が想定される区域を内水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。 ○ 自主防災組織の結成率を高めるため、補助制度の整備や個別指導を行う。 <p style="text-align: right;">（危機管理課、下水道課）</p>	

<p>【高齢者施設等の水害対策】</p> <p>○ 高齢者施設等は、災害時に自力で避難することが困難な方が多く入所しているため、入所者の安全を守る対策を講じる必要がある。</p>	<p>○ 高齢者施設等の災害対策として、水害対策を強化するための改修等に要する費用の補助を行う。</p> <p style="text-align: right;">(高齢福祉課)</p>
--	--

リスクシナリオ	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：7 地域保全、8 土地利用</p> <p>【土砂災害】</p> <p>○ 令和元年度末現在、市内の土砂災害危険箇所は、93 箇所（土石流 4 箇所、急傾斜地の崩壊 89 箇所）となっている。</p>		<p>○ 土砂災害防止月間に行われる県との合同パトロールで、土砂災害危険箇所の現状把握に努める。</p> <p>○ 大雨等の際に土砂災害危険箇所のパトロールを強化し、災害発生が疑われる場合には、迅速な避難誘導等を実施する。</p> <p>○ 土砂災害危険箇所の周知のため、看板等の設置を推進する。</p> <p style="text-align: right;">(土木課、危機管理課)</p>

リスクシナリオ	1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：7 地域保全</p> <p>【暴風雪・豪雪対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平時より气象台や県等の関係機関と情報共有を図り、住民への情報提供や災害警戒活動、除雪体制の確保等を行う必要がある。 ○ 緊急時における消防水利の確保が必要である。 ○ 本市は、太平洋沿岸側に位置し、冬季間においても比較的温暖な気候となっているが、南岸低気圧などの接近により時折、多くの積雪が観測される。このため、交通事故防止及び道路交通の安全確保が必要となっている。 ○ 令和2年4月現在、市道延長は約234kmで、内、バス路線などの主要幹線約38kmについては、除雪・融雪作業を実施している。また、身近な生活道路については、市内約300箇所に砂缶・融雪剤を設置し、町内会の協力を得ながら、交通事故防止対策を実施しているが、町内会会員の高齢化により協力体制が低くなり交通障害の懸念が年々増加している。 ○ 急勾配、日陰、カーブ、交差点等での交通事故が特に懸念されるため、ハード、ソフト対策の強化をさらに検討する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴風雪・豪雪発生時に、速やかな災害対策が行えるよう県及び防災関連機関と平時から連携体制を確認し、必要に応じて予防的な情報提供や災害警戒活動、通行規制や除雪作業を実施する。 ○ 消防水利の確保に支障がないよう、消火栓、防火水槽等、必要な箇所の除雪を実施する。 ○ 冬期間の交通麻痺を解消するため、交通量の多い急勾配箇所においては、すべり止め舗装等の整備を実施する。 ○ 路面凍結や積雪状況をリアルタイムで確認できるよう、デジタル技術を活用したシステムを構築し、瞬時に交通事故防止対策がとれる体制を検討する。 <p style="text-align: right;">(危機管理課、土木課)</p>

リスクシナリオ	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：6 交通・物流</p> <p>【災害時の物流対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災において、救援物資等の集配では、輸送車両や燃料の不足に加え、大規模な物資集積拠点が市内になかったことから、全国から送られた大量の救援物資の取扱いは混乱をきたした。そのため、物資の取扱いや集積拠点、担当者を事前に定めた受援体制の整備を進める必要がある。 ○ 被災状況や外部支援の時期を想定した食料や燃料等の備蓄、調達、輸送体制の整備を図ることが必要である。 ○ 県や他市町村、物流事業者等と連携し、迅速かつ効率的な救援物資の物流体制を構築する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、あらかじめ、必要とされる食料（米穀、野菜、果実等）について調達体制を整備し、これらの供給確保に努める。 ○ 応急生活物資を供給するため、あらかじめ、関係業界と協議し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。また、災害救助法が適用される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。 ○ 物流体制の整備を行うとともに、あらかじめ、災害時の物資拠点の確保に関する協定を締結し、災害時物資拠点を確保する。 ○ 災害の規模等に鑑み、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を迅速かつ確実に届けられるよう、物資の要請・調達・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図ることとする。また、平時よりトラック協会などと合同で、物資輸送訓練を実施する。 ○ 仮設トイレや段ボールベッドなどの備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。 <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>

リスクシナリオ	2-2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：1 行政機能・情報通信等</p> <p>【災害対応体制整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があるため、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。 ○ 東日本大震災は大規模な地震津波災害であったことに加え、原発事故も重なる複合災害となったことから、市として従前に計画していたマニュアルや実施していた訓練等により構築していた人員体制では、次々に寄せられる地域住民等からの救助・救援要請などに十分対応できない事態となった。また、災害対応業務の増大とともにマニュアル等に規定のない業務が発生するなど、災害対応は困難を極めた。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震災害時には、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実を図る。応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。 ○ 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。 ○ 様々な複合災害を想定した訓練を行い、災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、市の地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。 ○ 大規模災害から市民の命を守るためには、最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行う必要があることから、災害対策本部体制の強化など、様々な事態に柔軟に対応できる体制整備を進める。 <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>

リスクシナリオ	2-3	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生・混乱
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：6 交通・物流</p> <p>【帰宅困難者対策】</p> <p>○ 災害発生時に公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者の発生が懸念される。企業等は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の下、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資を備蓄するなどの、帰宅困難者対策を講じる必要がある。</p>		<p>○ 鉄道事業者等の交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じる。</p> <p>(危機管理課)</p>

リスクシナリオ	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：3 保健医療福祉</p> <p>【医療提供体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広範囲で同時に多数の負傷者の発生が予測されることから、迅速な医療救護が必要となる。 ○ 医療機関の被災、ライフラインの機能停止、交通・通信網の混乱等により十分な診療提供体制が確保できない可能性がある。 ○ 災害時には一時的に医療需要の増加が予想される。また、物資輸送の停滞、電気・水道・ガス等のライフラインの供給停止などが想定されるため、その備えが必要である。市立病院では非常用自家発電整備と7日分の燃料（重油）、厨房運営不能時の簡便な入院患者用給食（備蓄用非常食）を確保している。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において多数の負傷者に適正な医療を提供するために、塩釜医師会、塩釜歯科医師会、塩釜薬剤師会及び塩釜地区消防事務組合と連携協力体制の整備を図るものとする。 ○ 『災害時の医療救護活動に関する協定』に基づき、あらかじめ塩釜医師会と連携を図り、診療可能な医療機関の把握に努める。 ○ あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定し、また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定する。 ○ 市立病院の自家発電設備及び災害備品等の整備、各種資材の備蓄を推進する。 (健康づくり課、市立病院業務課)

リスクシナリオ	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
脆弱性評価結果		推進方針	
<p>施策分野：3 保健医療福祉、4 環境</p> <p>【衛生対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長時間集団で不便な生活をするようになる。被災地に開設される避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件となることから、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなる。 ○ 東日本大震災の際には、大量の災害廃棄物を仮置き場に仮置きしたが、悪臭や害虫が発生したことから、衛生対策に留意する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において、感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努めるほか、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発症予防のための指導を行う。 ○ 感染症発生時には、疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。 ○ 災害時において、感染症対策薬剤等の調達に困難な時は、近隣市町村、県や厚生労働省に要請する。 ○ 感染症まん延時に災害が発生した場合に備え、市立病院では県・医師会等と連携しながら、院内感染対策マニュアル等に基づき必要な感染防止対策を講じられるような体制整備を進める。 ○ 災害時において、大量の廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。それでも衛生上の保持が困難な場合は、国や県に協力を要請する。 <p>(健康づくり課、市立病院業務課、環境課)</p>	
<p>【高齢者施設等の感染症対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者施設等は、感染症に感染した場合の重症化リスクが高い方が多く入所しているため、入所者の安全を守る対策を講じる必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者施設等の感染症対策として、換気設備の設置に要する費用の一部の補助を行う。 <p>(高齢福祉課)</p>	

リスクシナリオ	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：3 保健医療福祉、4 環境</p> <p>【保健福祉対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所を開設した後、必要に応じて医療救護所を開設するが、中傷者は医療救護所で対応し、重傷者は後方医療施設へ搬送することとなる。その対応にあたるためには、塩釜医師会や消防等の関係機関との連携が必要である。 ○ 要支援者の避難にあたり、生活環境を改善するには福祉避難所の開設が必要となってくるが、関係部署、機関との連携が必要である。 ○ 災害発生時に、避難支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者名簿の定期的な更新とともに、個別計画の策定や支援体制の整備が必要である。また、指定避難所での生活が困難な高齢者及び障がい者等のために福祉避難所を引き続き確保する必要がある。 ○ 避難所等において高齢者や障害者などに関する様々な福祉的課題に対応するため、迅速に福祉の専門職を派遣する必要がある。 ○ 被災者が安心して日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や日常生活上の相談支援を行い、各専門相談支援機関へつなぐ等の支援を行う必要がある。 ○ 食料の不足や偏りによる慢性疾患の悪化、高齢者の低栄養などの健康状態の悪 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 関連機関と平時から連携体制を確認し、毎年実施する避難訓練時に開設時の対応を確認する。 ○ 塩竈市避難行動要支援者支援制度実施要綱や国の指針に基づき支援体制の整備を行うとともに、個別計画の策定や福祉避難所の確保に引き続き取り組む。 ○ 避難者の福祉ニーズの把握及び要支援者への相談対応、介護を要する者への応急的支援体制の整備を図る。 ○ 生活支援相談員を配置し、孤立防止のための見守り活動や住民同士の交流機会の提供等を行う。 ○ 防災関係機関と連携し、栄養面や要配慮者に配慮した備蓄などの平常時の準備体制を整えるとともに、災害時に必要となる管理栄養士を確保するなど、栄養・食生活支援体制の整備を図る。 ○ 被災者の健康調査を実施し、健康状態の把握に努めるとともに、生活不活発病や深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）等の予防に関する健康教育・健康相談を実施し、被災者の健康管理に努める。 ○ 被災者に対して適時適切に歯科保健医療を提供する。 ○ 災害にあった子どもたちの精神的な不安症状に対し、適切なメンタルケアを行

<p>化防止のため、平常時の備えの充実と管理栄養士による栄養・食生活支援体制の整備が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長時間集団で不便な生活をするようになる。そのため、被災地に開設される避難所においては、生活不活発病や深部静脈血栓症（エコノミークラス症候群）の発症リスクが自宅等での生活の時よりも高くなる。 ○ 断水や避難所の食事特性、抵抗力低下による歯科疾患への応急処置や誤嚥性肺炎等の恐れがある避難者への緊急的な口腔ケアの実施、指導が必要となる。 ○ 災害が発生した際には、関係機関と連携し、被災した児童やその保護者等の心のケアの取組が求められる。また、危機対応ができるスクールカウンセラーの確保が必要である。 ○ 障がい福祉サービス事業所等の社会福祉施設は、災害時において、きめ細やかな対応をする必要性の高い障がい者が利用しており、利用者の見守りやケアを講じる必要がある。 ○ 保育所等では、施設ごとの防災計画に基づいて避難訓練等を実施している。今後大規模な自然災害に備えて、水害・土砂災害を含む非常災害に関する具体的な計画を策定し、災害が発生した場合には、子ども達の生命を最優先に対応していく。併せて保護者への安全な引き渡し方法について再確認していくことが必要で 	<p>う。また、災害時に適切に対応できるように、子どもの心のケアに係る支援員、スクールカウンセラー等の人材の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の対応として、障がい福祉サービス事業所等の利用者への状況に合わせた支援を適正に行うため、計画相談支援事業所と連携して支援計画の見直しなどきめ細やかな対応をする必要がある。 ○ 各保育所等で非常災害に対する避難訓練の実施状況や保護者に対する引き渡しなどをどの様に周知しているか監査等を通じて確認していく。 ○ 高齢者施設等の災害対策として、非常用自家発電設備の整備について県補助事業の周知を行うとともに、給水設備の整備に要する費用の一部の補助を行う。 ○ 支援機関の活動が迅速かつ円滑に遂行できるように、被災者の心のケアなどが記載されるマニュアル等の周知や、災害に係る訓練などを通し、早期の情報収集や医療提供、相談活動の体制整備を行う。 <p>(危機管理課、生活福祉課、子ども未来課、高齢福祉課、健康づくり課、学校教育課)</p>
--	--

<p>ある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者施設等は、災害時において、停電時の電源確保及び断水時の飲料水・生活用水の確保の必要性が高い入所者が利用しており、入所者の安全を守る対策を講じる必要がある。 ○ 災害等の状況に合わせた精神医療・心のケア等の精神保健に関する課題への対応を、迅速かつ円滑に行うため、その活動を行う支援機関との連携体制の構築が必要である。 ○ 災害時の情報不足により避難者の不安が高まり、心身の不調をきたす恐れがあることから、避難者に対する医療提供や相談窓口の周知など、健康状態に合わせた対応方法を明確にする必要がある。 	
<p>【衛生対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模な自然災害等が発生すると、被災地には避難所が開設され、多くの避難者が長時間集団で不便な生活をするようになる。被災地に開設される避難所においては、生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力が低下するなどの悪条件となることから、感染症に罹患するリスクや感染症がまん延するリスクが自宅等での生活の時よりも高くなる。 ○ 避難所における感染症のまん延防止を図るため、可能な限り過密状態を避けたレイアウトや有症者等の専用スペースの確保とともに、避難者及び運営スタッフの健康状態の確認、ポスターやチラシ等による感染予防の留意点の周知、手指消毒 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において、感染症予防のため、避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗いなどの感染症発生予防のための指導を行う。 ○ 災害時において、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、県や協定を締結している自治体、団体等へ物資支援を要請する。 ○ 災害発生時に避難所への避難ではなく、親類宅や友人宅等への避難し、三密を避け感染症へのリスク回避を行うよう広報等を行う。 ○ 避難所における感染対策を徹底するため、策定したガイドラインを参考に手指消毒用アルコールやパーテーション等を設置し感染症対策に努める

用アルコールの設置、定期的な換気・清掃・消毒、手洗いや咳エチケット等の感染対策を実施する必要がある。

- 新型コロナウイルス感染症等の感染症まん延時に災害が発生し、避難所を開設することとなった場合は、感染拡大を防止するための対策の徹底が求められる。市で作成したガイドラインをもとに、避難所配置職員や町内会等へ説明会等を開催し、実効性のある対策を取る必要がある。

- 新型コロナウイルス感染症等の感染症まん延時に災害が発生した場合、避難所開設のため作成したガイドラインを参考にすよう、避難所配置職員や町内会等へ説明会等を開催する。

(危機管理課、健康づくり課)

リスクシナリオ	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：1 行政機能・情報通信等</p> <p>【業務継続性の確保】</p> <p>○ 大規模自然災害が発生した場合を想定し、早期の業務継続を図るための非常時優先業務を取りまとめた地方機関 BCP(業務継続計画)の策定や防災訓練等との連携・協調による訓練の実施を検討する必要がある。</p>		<p>○ 地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、BCP(業務継続計画)を策定し、策定後も定期的な見直しや訓練を行い、自然災害に対する業務継続の実効性を高めていくことにより、業務継続性の確保を図る。</p> <p>○ 県・他市町村及び防災関係機関と連携し、災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図るとともに、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化を推進する。</p> <p>○ 商用電源の供給停止に備えて、非常用電源設備を整備するとともに、燃料の確保が困難な場合を考慮し、非常用の燃料確保に努める。また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底に努める。</p> <p style="text-align: right;">(危機管理課、総務人事課)</p>

リスクシナリオ	4-1	デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：1 行政機能・情報通信等</p> <p>【情報通信体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震、大雨、土砂災害等の非常時・災害時における迅速な防災・避難態勢をとるための情報伝達体制の構築に向けて、総合防災情報システムや緊急地震速報システム等の各種災害情報システムを運用している。現在運用している各システムの更なる情報伝達の多様化・高速化により防災・避難態勢に万全を期す必要がある。 ○ 大規模な災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、整備している無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、関係機関との連携強化を図る必要がある。また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進する必要がある ○ 災害に強い通信インフラの再構築が求められている。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集すると同時に、必要な情報を迅速に県へ伝達する。 ○ 県・他市町村と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、地域住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。 ○ 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、Lアラート(災害情報共有システム)を介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、SNS及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。 <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>

リスクシナリオ	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：5 産業</p> <p>【農林水産業のサプライチェーン対策】</p> <p>○ 大規模災害時等においては、生産、流通、販売等の活動維持に甚大な影響が発生し、食品及び原料が長期にわたり供給停止となる恐れがあるため、非常時の生産体制及び迅速かつ効率的な流通体制を構築し、円滑な食料供給体制を維持する必要がある。</p>		<p>○ 自然災害時においても水産物の生産・供給体制を維持するために魚市場等の流通施設の保守管理等の必要な対策を推進する。</p> <p>○ 生産者・団体や卸売業、小売業等に係る流通業者及び物流業者と連携し、災害時の調達先と連絡方法、物資の運送方法等について調整し、流通体制の構築を進める。</p> <p>○ 大規模災害時等においても、円滑な食料等の供給を維持するため、事業者によるBCPの策定や、水産物の生産・流通に関連する加工場・冷凍冷蔵庫等の整備を促進する。</p> <p style="text-align: right;">(水産振興課)</p>
<p>【市内企業のBCP策定促進等】</p> <p>○ 大規模自然災害発生時の直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、平時からBCP（業務継続計画）の取組が必要となる。BCPの普及に当たっては、経営者や従業員等の認識共有や人材育成、相談体制の構築のほか、企業が人材や資金をBCP策定に充てる余裕がないなどが課題となっている。</p>		<p>○ 宮城県が行う企業のBCP策定支援に協力するとともに、商工会議所や各支援団体等と連携し、市内企業への一層の普及を図っていく。</p> <p style="text-align: right;">(商工観光課)</p>

リスクシナリオ	5-2	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：1 行政機能・情報通信等、5 産業</p> <p>【産業施設の防災対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 石油コンビナートについては、災害時における破損、火災等により、危険物の流出や爆発等の事態の発生が考えられるほか、施設の老朽化に伴う事故の増加が懸念されている。 ○ 複数の危険物タンクが同時に破損した場合や防油堤が破損した場合において、堤外流出の可能性はある。 ○ 地震における危険性としては、浮き屋根の揺動による溢流、雨水配管からの漏洩、津波における危険性としては、空タンクの浮遊、漂流物の衝突、タンカー入出荷中の事故、硫黄取扱いによる危険性としては硫化鉄の酸化による爆発等が想定されるため、対策が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等について、宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、予防対策の推進を図る。 ○ 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。 <p style="text-align: right;">(危機管理課)</p>

リスクシナリオ	5-3	基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：6 交通・物流</p> <p>【交通基盤の維持等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災の際、三陸縦貫自動車道や仙台東部道路等は、津波の影響を受けることなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造が津波浸水被害を軽減する効果があったことが確認されている。 ○ 多重防御による大津波対策、防災・減災機能を強化した物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、重要な交通インフラの整備を進める必要がある。また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっている。 ○ 離島航路は、東日本大震災において発災後15日後には運航を再開し、浦戸地区住民の生活に必要不可欠な唯一の交通手段としての役割を十分に発揮した。これまでも観光客誘致や離島活性化策を実施しているが、島民人口の減少や高齢化により利用者が減少していることから、災害時を含めた継続した航路維持確保のための支援が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 高規格幹線道路へのアクセスとなる幹線道路については、災害時だけでなく平時においても、本地域の重要産業である水産を支える物流ルートとして、また、迅速な救急医療活動を支える命の道として、さらに住民の利便性、観光交流・地域間交流の活性化にもつながるものとして、道路交通ネットワークの確立を推進する。 ○ 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等に対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、危険箇所の防災対策や橋梁等の補修及びの耐震化を実施する。 ○ 重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。 ○ 災害時の交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋梁等に対する予防対策を推進するとともに、地域住民等に危険箇所を周知する。 ○ 災害時にも本土－浦戸地区間の地域交通が分断されることがないように、離島航路への支援を行い、実情に応じた持続可能な公共交通の維持を図る。 <p style="text-align: right;">（まちづくり・建築課、土木課、浦戸振興課）</p>

リスクシナリオ	5-4	食料等の安定供給の停滞
脆弱性評価結果		推進方針
施策分野：5 産業 【農林水産基盤の保全】 ○ 本市の基幹産業である水産業や水産加工業、港湾関連産業は東日本大震災における津波によって甚大な被害を被った。被災事業者への復旧補助や低利の資金融資を行うことで、早期の経営再建を促進しつつ、三陸沿岸の水産業・水産加工業の復興のけん引役としての役割を果たせるよう、将来を見据えた水産都市としての基盤づくりを推進する必要がある。 ○ 近年、気候変動の影響等により自然災害が大規模化・多様化しており、安全安心な漁業地域づくりや漁場の被害軽減対策が必要となっている。		○ 浅海漁業施設の早期復旧を行い適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な維持管理を行っていくための長寿命化計画を策定し、維持修繕を進める。 ○ 外郭及び係留施設に支障が生じると、漁船の安全な係留や水揚げ機能に支障をきたし、水産物の安定供給に多大な影響を及ぼすことから、漁港施設の防災・減災対策を推進する。 ○ 海上の養殖施設について、耐波性向上を図るなど、災害に強い養殖施設等の導入を推進する。 (水産振興課)

リスクシナリオ	6-1	電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
脆弱性評価結果		推進方針
施策分野：2 住宅・都市 【エネルギー供給体制の強靱化対策】 ○ 東日本大震災における燃料不足の教訓を踏まえ、災害時における実効性の高い燃料確保の取組を行うため、平成7年11月に宮城県内の近隣市町村と「宮城「館」防災に関する相互応援協定」を、また平成28年5月にくろしおLPガス協議会・一般社団法人宮城県LPガス協議会と「災害時におけるLPガスの供給等に関する協定」を		○ 東日本大震災における燃料不足の教訓を踏まえ、災害対応活動や市民生活への影響を軽減できるように、県及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築に努める。 (危機管理課)

締結している。燃料不足が災害対応活動や市民生活へ及ぼす影響を軽減するため、国及び関連業界団体と連携した燃料供給体制の構築が必要である。

リスクシナリオ	6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：2 住宅・都市、4 環境、</p> <p>【上下水道の耐震化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模震災や大雨、渇水などによる複合的な災害時や事故発生時においても、迅速な広報活動や市内全域で円滑に応急給水ができるように、体制整備を推進する。また、迅速かつ的確な対応を行うための災害訓練の実施や他事業者や市民団体などとの協力体制の強化を進め、より実効性の高い危機管理体制を構築する必要がある。 ○ 基幹水道構造物や重要水道管路など、ライフラインである水道施設の耐震強化に向けて取り組む必要がある。 ○ 重要路線の耐震化率が令和元年度において 58.1%、令和 4 年度に 62.5%を目指している。高度成長期に整備された水道管などの大量更新を迎えることから、更新事業費の確保が課題となっている。 ○ 下水道施設はストック量が膨大であるため、既存管路の全ての地震対策を行うと膨大な時間と費用を要する。そのため計画的 		<ul style="list-style-type: none"> ○ より迅速で確実な応急給水ができるように、応急給水ポイントの周知に取り組むとともに、他の水道事業者や市民団体などとの協力体制の強化に取り組む。 ○ これまで整備してきた災害用資機材の維持管理更新を行うとともに、災害用資機材の拡充に取り組んで行く。 ○ 災害時の応急復旧を迅速に行うため、他の事業者や民間事業者との協力体制を強化するとともに、応急復旧用資機材などの備蓄のあり方について検討していく。 ○ 老朽化した水道施設を計画的に更新しているが、高度経済成長期に整備された水道管などの大量更新期を迎えることから、更新需要と事業継続を踏まえ更新を進めるとともに、水道施設の耐震強化に努める。 ○ 災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化を

<p>かつ効率的に下水道施設の耐震化を進める必要がある。</p>	<p>促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 主要ポンプ場施設について、自家発電設備などを計画的に整備し、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるような対策を講じる。 ○ 下水道管理施設のストックマネジメント計画に基づき、改築更新を進めていく。 ○ 下水道管理施設の計画的な改築更新にあたって、公共下水道については防災・安全交付金を活用する。また、漁業集落排水については農山漁村地域整備交付金を活用する。 <p>(上下水道部業務課・上水道課、下水道課)</p>
----------------------------------	--

リスクシナリオ	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：6 交通・物流</p> <p>【交通基盤の維持等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災の際、三陸縦貫自動車道や仙台東部道路等は、津波の影響を受けることなく通行が可能であり、命の道としての有効性と高盛土構造が津波浸水被害を軽減する効果があったことが確認されている。 ○ 多重防御による大津波対策、防災・減災機能を強化した物流基盤の構築など、災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、重要な交通インフラの整備を進める必要がある。また、将来にわたり適切に機能を維持していくため、維持・修繕・更新等のストックマネジメントの重要性が高まっている。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 高規格幹線道路へのアクセスとなる幹線道路については、災害時だけでなく平時においても、本地域の重要産業を支える物流ルートとして、また、迅速な救急医療活動を支える命の道として、さらに住民の利便性、観光交流・地域間交流の活性化にもつながるものとして、道路交通ネットワークの確立を推進する。 ○ 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、危険箇所の防災対策や橋

<ul style="list-style-type: none"> ○ 離島航路は、東日本大震災において発災後15日後には運航を再開し、浦戸地区住民の生活に必要不可欠な唯一の交通手段としての役割を十分に発揮した。これまでも観光客誘致や離島活性化策を実施しているが、島民人口の減少や高齢化により利用者が減少していることから、災害時を含めた継続した航路維持確保のための支援が必要である。 ○ 車両破損や燃料不足、通信断絶等により公共交通サービス提供者の運搬能力が低下するとともに、道路・線路の破損や交通渋滞、事故等により交通基盤が機能不全に陥ることで、平時の公共交通サービスが提供できなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 梁等の補修及びの耐震化を実施する。 ○ 重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。 ○ 災害時の交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋梁等に対する予防対策を推進するとともに、地域住民等に危険箇所を周知する。 ○ 災害時においても本土－浦戸地区間の地域交通が分断されないよう、離島航路への支援を行い、実情に応じた持続可能な公共交通の維持を図る。 ○ 市と公共交通サービス提供者の間で、それぞれの組織の状態や、把握した道路情報などを共有できる仕組みを作り、公共交通サービスの早期復旧を図る。また、路線バスにおいては重要拠点間の往復や要支援者等の避難所への輸送等、臨機応変な対応ができる体制を整える。 (まちづくり・建築課、土木課、政策課、浦戸振興課)
--	---

リスクシナリオ	7-1	防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生	
脆弱性評価結果		推進方針	
施策分野：7 地域保全 【防災施設に関すること等】			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災により海岸保全施設が被災し、広域地盤沈下や海岸浸食により海岸線背後の安全度が低下している。最大クラスの津波には、住民の生命を守ることを最優先として住民の避難を軸に、土地利用、避難施設の整備などソフト・ハードを総動員 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 復旧・復興事業により築造した海岸保全施設及び漁港施設を適切に管理し、維持修繕費用の軽減・平準化を図るなど、効率的な維持管理を行っていくための長寿命化計画を策定し、維持修繕を進める。 ○ 長寿命化と合わせ、海岸からの避難を容 		

<p>する「多重防御」の考え方で減災を図る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模地震や地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等により、農業水利施設の災害発生リスクの高まりが懸念される。既存施設の耐震性不足や能力不足等により被災の可能性のある農業用ため池や排水路等については、災害を未然に防止するほか、万が一被災しても、早急に機能回復を図る必要がある。農業水利施設の一部において標準耐用年数を超過しており、限られた予算の中で、修繕・更新等により長寿命化を図る必要がある。 ○ 東日本大震災においては、多くの公共施設等が被災しており、これらを迅速に復旧することによって機能の回復に努め、二次被害の発生を防止することにも取り組んだ。また、災害によって脆弱性が明らかになった機能や施設については、浸水対応力や耐震性等の強化を図る必要がある。 	<p>易にするためタラップや浮棧橋等の人命のための環境整備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 漁業集落の防災機能を強化するため、防潮堤の耐震化をはじめ、津波バリア施設や離岸堤などといった粘り強い多重防御施設の検討を行う。 ○ 津波ハザードマップ等を作成し、津波発生時の住民避難行動を支援する。 ○ 公共施設については、劣化原因の調査や健全度調査を実施した上で必要に応じて予防保全や長寿命化に向けた対策を実施する。 ○ 漁港などの水産物供給基盤施設については、機能保全計画策定を行い、計画的なストックマネジメントを図ることで、災害復旧した施設の適切な維持管理を行う。 ○ その他のため池や排水路等についても、災害対応力の強化に向けて、耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。 (危機管理課、土木課、水産振興課)
---	---

リスクシナリオ	7-2	有害物質の大規模拡散・流出
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：4 環境</p> <p>【有害物質対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の大気環境は、おおむね環境基準を達成している状況であるが、光化学オキシダントや浮遊粒子物質等の環境基準を上回る日時や時間帯も見受けられる。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮城県が設置している大気測定局の数値の常時監視を継続して実施する。 (環境課)

リスクシナリオ	7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：5 産業、7 地域保全</p> <p>【農地・森林等の荒廃対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 耕作放棄地の拡大と長期化、農業従事者の高齢等による人手不足、集落機能の低下による生産資源及び自然環境保全に向けた協同活動の困難に伴い野生生物による農林業被害、耕作放棄地の増大に伴う生態系への影響等、様々な変化が顕在化してきている。 ○ 森林所有者の森林整備意欲の低下や病害虫被害により森林が荒廃していることから、適切な森林整備を行い再生と保全の推進を図る必要がある。 ○ 東日本大震災により、県内 142 漁港全ての防潮堤や岸壁等施設が沈下したほか、ほぼ全ての沿岸養殖施設が滅失するなど、沿岸漁船漁業者が大きな被害を受けた。操業再開に当たり、資金繰りや経営に不安を抱えているほか、風評被害等の懸念がある。魚市場や水産加工施設等漁港施設の復旧・整備及び地盤のかさ上げ、生活基盤や防災安全施設の整備による災害に強い漁村づくりが求められている。 ○ 東日本大震災によって、浦戸地区においては、農地海岸が破堤し、市内唯一の水田等に被害を受けた。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 過疎化、高齢化、混住化等に対応した地域主体の協同活動支援などによる多面的機能の維持・保全の推進を図るとともに耕作放棄地解消に向けた取組の支援を行う。 ○ 交流人口の増加に向けた取組及び集落排水施設や集落道の維持・整備等、定住環境の向上を図る。 ○ 山地に起因する災害から市民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、保安林等森林のもつ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。 ○ 森林の荒廃による被害の拡大を防ぐため、野生生物の生息環境又は生育環境が人間活動で分断及び孤立化されないよう、自然環境の保全に配慮した開発行為への適切な誘導及び新たな保全地域の指定によって、森林等の連続性を保つ回廊を構築し、多様な生態系を様々な形で連続させる生態系ネットワークの形成を図り、生態系を活用した防災・減災を推進する。 <p style="text-align: right;">(水産振興課)</p>

リスクシナリオ	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：4 環境</p> <p>【災害廃棄物等への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害が発生した際、市内の主要幹線道路に大量の災害廃棄物が排出されることが予想されることにより緊急車両や物資運搬車両の通行の妨げとなるおそれがある。 ○ 東日本大震災の際には、大量の災害廃棄物が分別されずに排出されたため、処理に相当の時間を要したことから、排出方法についての周知が必要である。 ○ 東日本大震災の際には、災害廃棄物の処理は、一般廃棄物処理施設である清掃工場並びに廃棄物埋立処分場にて行ったが、清掃工場は1日の処理能力を超えて処理を行い、廃棄物埋立処分場は大幅に埋立残容量を減少させる埋立を行ったことから、大量の災害廃棄物を処理できる施設整備の必要がある。 ○ 東日本大震災の際には、大量の災害廃棄物を仮置き場に仮置きしたが、悪臭や害虫が発生したことから、衛生対策に留意する必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 主要道路の災害廃棄物については、民間廃棄物関連業者や国、県等の協力を得ながら収集運搬を行う。 ○ 災害廃棄物の排出については、事前分別の徹底や前処理、便乗ごみ等の不適正排出への対応を行う。 ○ 災害廃棄物の処理については、清掃工場並びに廃棄物埋立処分場で行うことから、大量の災害廃棄物処理に対応できる清掃工場の整備並びに廃棄物埋立処分場の延命化ないし整備については、循環型社会推進交付金もしくは廃棄物処理施設整備交付金を活用し行っていく。 ○ 災害時において、大量の廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。それでも衛生上の保持が困難な場合は、国や県に協力を要請する。 <p style="text-align: right;">(環境課)</p>

リスクシナリオ	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：1 行政機能・情報通信等、4 環境、7 地域保全、9 リスクコミュニケーション</p> <p>【復旧・復興を担う人材の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に速やかに支援活動ができるように、避難行動要支援者名簿の整備や個別計画を策定するとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう社会福祉協議会や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う必要がある。 ○ 県・市町村の砂防担当職員は少なく、大規模な土砂災害が発生した場合は、職員のみでの迅速かつ十分な対応は困難なため、砂防ボランティアによる支援が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に速やかに支援活動ができるように、避難行動要支援者名簿の整備や個別計画を策定するとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう社会福祉協議会や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う。 ○ 大規模な土砂災害が発生した場合、県・市町村の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能であることから、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。 <p style="text-align: right;">（生活福祉課、高齢福祉課、土木課）</p>

リスクシナリオ	8-3	被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより、生活再建が大幅に遅れる事態
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：2 住宅・都市</p> <p>【住宅対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災の際は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅及び民間賃貸住宅）の確保に課題があったほか、用地不足や復旧・復興事業の集中による資材不足・高騰等により、災害公営住宅の整備に時間を要した。最大時は、応急仮設住宅 206 戸に 431 人が入居し、うち民間賃貸借上住宅等の利用は 620 戸 1,184 人で、災害公営住宅整備戸数は 390 戸であった。応急仮設住宅の確保については平時から県と連携し、非常時の役割分担等について協議・調整を図るとともに、災害公営住宅の整備については整備可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。 ○ 東日本大震災において、本市の住家は、一部損壊まで含めると 10,000 戸を超える被害を被った。震災復興初期の最重要課題として、「住まいと暮らしの再建」を実現するため、被災者への経済的支援、災害公営住宅の整備等に取り組んだ。 ○ 道路インフラ等の復旧・復興を担う労働者の高齢化や、若手入職者の減少による担い手不足により、技能継承の阻害が懸念されることから、将来の建設業を担う技能労働者の育成・確保が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時において、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備が可能な公用地等を把握し、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備確保を行う。 ○ 大規模災害時において、必要と認める場合には、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平時からその借上げの方法、役割分担等について県及び関係団体と協議・調整を図る。 ○ 災害公営住宅の整備に関し、整備が可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する。 ○ 高齢化や若手入職者の減少による担い手不足が見込まれる職種を含め、将来の労働者等の確保に努める。 <p>（まちづくり・建築課、商工観光課、生活福祉課）</p>

施策分野：3 保健医療福祉、

9 リスクコミュニケーション

【被災者支援策】

- 災害発生時においては、高齢者、障害者等の避難行動要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われる必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、災害時の医療救護活動、公衆衛生活動、被災者のこころのケアなどのガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備に取り組む必要がある。
- 災害時に速やかに支援活動ができるように、避難行動要支援者名簿の整備や個別計画を策定するとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう社会福祉協議会や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う必要がある。
- 塩竈市避難行動要支援者支援制度実施要綱や国の取組方針に基づいて、取組を継続する。
- 災害対策マニュアル作成の手引きを配布し、施設ごとの状況に応じた防災対策マニュアルの作成を推進し、各施設の防災体制の構築を図る。
- 居住施設等の防火や耐震性能の向上を支援する。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、ガイドラインやマニュアルの策定及び見直し、研修や訓練の実施、関係団体との協定締結など平時からの体制整備に取り組む。
- 高齢者や障害等のある人の視点に立った地域内の避難経路などの把握に努め、避難行動要支援者が迅速かつ確実に避難できるような態勢を地域で構築できるよう支援する。
- 災害時やその後の心身の健康についての相談窓口を必要に応じ設置する。
- 災害時に速やかに支援活動ができるように、災害時要支援者名簿の整備や個別計画を策定するとともに、速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう社会福祉協議会や関係団体と協働してボランティアコーディネーターの養成、ボランティア受け入れ拠点の整備等を行う必要がある。

(危機管理課、生活福祉課、高齢福祉課、健康づくり課)

【自助・共助の取組の推進】

- 大規模災害時、公助のみでは対応困難な状況下においても被害軽減が図られるよう、引き続き自助・共助の取組を強化していく必要がある。
- 令和元年度末現在、高齢化率が 33.43%となっており、今後も高齢化率は上昇する見込みであり、地域包括支援センターなど市を中心として、地域で見守る体制づくりがこれまで以上に重要となってくる。
- 災害発生時においては、高齢者、障害者等の避難行動要支援者に対する支援が適切かつ円滑に行われるとともに、地域住民が安心して生活するために、個々の被災者ニーズに応じたきめ細かな支援が行われる必要がある。また、避難所運営において、男女共同参画の視点に配慮する必要がある。
- 児童への虐待や配偶者からの暴力(DV)の増加、高齢者の虐待、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加により社会的に孤立する高齢者の問題など、家族や地域における相互扶助機能の低下や地域の連帯感の希薄化が進んでおり、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題が増加している。
- 外国人市民については、在留資格や文化的背景の違いなどから、問題が複雑化しやすく、また、その家族にとっても、文化的背景の違いから家庭生活に困難を感じたり、摩擦が生じる恐れがある。
- 「自らの身の安全は自らが守る」との観点から、市民、事業者等様々な主体による「自助」・「共助」の取組を強化するとともに、市民等の協働により、組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。また、地域住民等が地域防災の担い手となる環境の確保を図る。
- 新しい地域コミュニティの構築や交流の場づくりなど安全安心な暮らしの確保に向けた地域づくりを行う。コミュニティソーシャルワークの視点を持った人材の育成を行うとともに、ボランティアやNPO活動を推進する。
- 保健・医療・福祉の連携による地域での支え合いの仕組みづくりを行う。
- 多文化共生社会形成の視点から外国人市民とともに取り組む地域づくりを推進し、また、生活の壁の解消に向けて外国人市民の自立と社会活動参加を促進する。
- 男女共同参画の視点から防災意識の啓発とリーダーの養成を行う。

(危機管理課、市民課、生活福祉課、子ども未来課、高齢福祉課、政策課)

リスクシナリオ	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・消失
脆弱性評価結果		推進方針
施策分野：2 住宅・都市		
<p>【文化財の耐震化・長寿命化等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財として公開活用される建造物・土木構造物・工作物、博物館等に展示される有形文化財等は、災害時において被害を最小限に抑えることはもちろんのこと、利活用者にも被害が及ばないよう対策を講じなければならない。文化財の所有者は、各文化財の特性や価値を踏まえた耐震化や転倒防止、防災設備整備等、各種対策を推進する必要がある。 ○ 急傾斜を有する史跡・名勝・埋蔵文化財包蔵地、延焼の危険性のある木造建造物、枝折れ・倒木が懸念される天然記念物（植物）等、災害時に文化財が社会的な危険因子とならぬよう、文化財の価値を理解した上で日常管理や有事対策を検討する必要がある。 ○ 有事においては地域の有形・無形の文化財情報の収集、さらには個々の救援が困難となるため、平時からこれら情報や救援体制を整備し、速やかに回復・継承する必要がある。 ○ 民間の家屋等で保存している歴史的価値のある資料が、災害等で破損する恐れがある。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財所有者・管理者による適切な日常的管理の徹底とあわせ、建造物等の耐震化や防火・防犯設備の点検・整備、修繕、更新等の必要性を周知し、補助制度の活用を促進する。 ○ 博物館における展示方法・収蔵方法等について、定期的な点検を実施するよう管理者に指導する。また、博物館施設・設備として受変電設備や非常用発電機の修繕等を計画的に進め長寿命化を図るよう求める。 ○ 史跡・名勝・埋蔵文化財包蔵地、木造建造物、天然記念物（植物）等の文化財が災害時に社会的な危険因子とならぬよう、文化財の価値を理解した上で日常管理や有事対策を行うため補助制度の活用を促進する。 ○ 平時における地域の有形・無形の文化財情報の収集・整備を促進するとともに、国や市町村、民間団体と協働した有事の文化財救援体制を整備する。 ○ 貴重な文化的資料等を将来へ継承するため、歴史資料の収集・保存に努める。 <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p>

リスクシナリオ	8-5	事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる 事態
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：2住宅・都市</p> <p>【住宅対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災の際は、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅及び民間賃貸住宅）の確保に課題があったほか、用地不足や復旧・復興事業の集中による資材不足・高騰等により、災害公営住宅の整備に時間を要した。最大時は、応急仮設住宅206戸に431人が入居し、うち民間賃貸借上住宅の利用は620戸1,184人で、災害公営住宅整備計画戸数は390戸であった。応急仮設住宅の確保については平時から県と連携し、非常時の役割分担等について協議・調整を図るとともに、災害公営住宅の整備については整備可能な公用地等を把握し、整備戸数等の計画立案を進めるため人員・資材の確保を含め速やかに対応する必要がある。 ○ 東日本大震災において、本市の住家は、一部損壊まで含めると10,000戸を超える被害を被った。震災復興初期の最重要課題として、「住まいと暮らしの再建」を実現するため、被災者への経済的支援、災害公営住宅の整備等に取り組んだ。 ○ 道路インフラ等の復旧・復興を担う労働者の高齢化や、若手入職者の減少による担い手不足により、技能継承の阻害が懸念されることから、将来の建設業を担う技能労働者の育成・確保が必要である。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害時において、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備が可能な公用地等を把握し、応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅）の整備確保を行う。 ○ 大規模災害時において、必要と認める場合には、民間賃貸住宅を借上げ応急仮設住宅として供与することとし、借上げの円滑化に向け、平時からその借上げの方法、役割分担等について県及び関係団体と協議・調整を図る。 ○ 災害公営住宅の整備に関し、整備が可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する。 ○ 高齢化や若手入職者の減少による担い手不足が見込まれる職種を含め、将来の労働者等の確保に努める。 (生活福祉課、まちづくり・建築課、商工観光課)

リスクシナリオ	8-6	生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による地域経済への甚大な影響
脆弱性評価結果		推進方針
<p>施策分野：5 産業</p> <p>【県内企業のBCP策定促進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模自然災害発生時の直接的被害、サプライチェーン寸断等を最小限に抑え、取引関係を継続できるよう、平時からBCP（業務継続計画）の取組が必要となる。BCPの普及に当たっては、経営者や従業員等の認識共有や人材育成、相談体制の構築のほか、企業が人材や資金をBCP策定に充てる余裕がない等が課題となっている。 ○ 大規模災害発生時は、大量の失業者の発生が想定されることから、市内経済の動向を調査するとともに、雇用の場の確保と求職者、求人企業とのマッチング支援が必要となる。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 宮城県が行う企業のBCP策定支援に協力するとともに、商工会議所や各支援団体等と連携し、市内企業への一層の普及を図っていく。 ○ 経営相談窓口を設置し、各支援策の案内や申請支援を行うとともに、状況に応じて専門機関への橋渡しを行う。 ○ 資金繰りに係るセーフティネット保障の認定書の早期発行に努めるとともに、市制度融資の要件緩和や保証の拡充等を行い、資金繰りを支援する。 ○ 塩釜金融協会・塩釜商工会議所・ハローワーク塩釜等による連絡会議を設置し、地域経済・雇用情勢の状況把握や支援策の模索を行うとともに、各機関が相談窓口を開設し、事業経営や雇用を支援する。 <p style="text-align: right;">(商工観光課)</p>

国土強靱化関連指標一覧

NO	指標項目	基準値(年度)→目標値(年度)	担当課	関連リスクシナリオ	個別施策分野
1	住宅の耐震化率	96%(R5)→おおむね解消(R12)	まちづくり・建築課	1-1	2.住宅・都市
2	耐震診断義務付け対象建築物の耐震化	87%(R5)→100%(R12)	まちづくり・建築課	1-1	2.住宅・都市
3	長寿命化改良事業完了校数	4校(R1)→6校(R6)	教育総務課	1-1	2.住宅・都市
4	公立保育所の大規模改修完了施設数	0施設(R1)→1施設(R7)	保育課	1-1	2.住宅・都市
5	情報伝達手段(防災ラジオ)の整備数	3,752台(R7)→4,000台(R8)	危機管理課	1-2	1.行政機能・情報通信等
6	災害時における相互応援協定の締結数	10団体(R7)→11団体(R9)	危機管理課	1-2	1.行政機能・情報通信等
7	避難場所に指定している公園の防災整備拡充等	1箇所(R1)→9箇所(R8)	土木課	1-2	2.住宅・都市
8	土地区画整理事業、防災拠点施設整備事業の完成率	95%(R1)→100%(R4)	まちづくり・建築課	1-2	8.土地利用
9	避難所への備蓄倉庫整備棟数	60棟(R7)→60棟(R8)	危機管理課	1-2	8.土地利用
10	震災伝承施設の来館者数	5,618人(R7)→7,000人(年間)	危機管理課	1-2	9.リスクコミュニケーション
11	市内各小中学校での避難訓練及び防災に関する授業の実施率	100%(R1)→100%を維持(R8)	学校教育課	1-2	9.リスクコミュニケーション
12	10年確率降雨対応雨水排水施設整備率	27.2%(R1)→30%(R8)	下水道課	1-3	2.住宅・都市
13	自主防災組織の構成団体数	83団体(R7)→85団体(R8)	危機管理課	1-3	7.地域保全
14	土砂災害危険箇所を対象とした、県との合同パトロール実施箇所数	年2箇所	土木課	1-4	7.地域保全 8.土地利用
15	災害時に物資供給を行ってもらう協定企業との訓練実施回数	年1回実施	危機管理課	2-1	6.交通・物流
16	自衛隊、警察、消防、海保等との訓練実施回数	年1回実施	危機管理課	2-2	1.行政機能・情報通信等
17	帰宅困難者対応のためのJR等との訓練実施回数	年1回実施	危機管理課	2-3	6.交通・物流

NO	指標項目	基準値(年度)→目標値(年度)	担当課	関連リスクシナリオ	個別施策分野
18	福祉避難所との訓練実施回数	年1回実施	危機管理課	2-6 8-3	3. 保健医療福祉 4. 環境 9. リスクコミュニケーション
19	水害、土砂災害を含む非常災害に関する計画の策定	5(R3)→5(R8)	保育課	2-6	3. 保健医療福祉 4. 環境
20	高齢者施設等の非常用給水設備の普及率	42.1%(R7)→60.0%(R11)	高齢福祉課	2-6	3. 保健医療福祉 4. 環境
21	市内各小中学校へのスクールカウンセラーの配置率	100%(R1)→100%を維持(R8)	学校教育課	2-6	3. 保健医療福祉 4. 環境
22	協定市町村との通信訓練の実施回数	年1回実施	危機管理課	3-1	1. 行政機能・情報通信等
23	宮城県総合防災情報システム(MIDORI)を利用した訓練の実施回数	年1回実施	危機管理課	4-1	1. 行政機能・情報通信等
24	事業継続力に係る各種セミナー等開催数	年1回実施	商工観光課	5-1 8-6	5. 産業
25	コンビナート・重要な産業施設との訓練実施回数	年1回実施	危機管理課	5-2	1. 行政機能・情報通信等 5. 産業
26	橋りょうの補修完了数	1橋(R1)→5橋(R8)	土木課	5-3 6-3	6. 交通・物流
27	協定機関との訓練の実施回数	年1回実施	危機管理課	6-1	2. 住宅・都市
28	下水道施設自家発電機能整備率	76.9%(R1)→100%(R8)	下水道課	6-2	2. 住宅・都市 4. 環境
29	町内会や避難所職員への応急給水訓練回数	年2回以上実施	上下水道部 業務課	6-2	2. 住宅・都市 4. 環境
30	重要水道管路耐震化率	58.1%(R1)→64.9%(R8)	上下水道部 上水道課	6-2	2. 住宅・都市 4. 環境
31	津波ハザードマップの更新	更新(R10)	危機管理課	7-1	7. 地域保全
32	文化財防火デーにおける防災訓練	年1回実施	生涯学習課	8-4	2. 住宅・都市

別表1 リスクシナリオを回避するための具体的な事業一覧

NO	担当部課	補助金・ 交付金名等	対象となる交 付・補助対象 事業	個別事業名	事業期間	総事業費 (千円)
1	産業建設部 まちづくり・建築課	防災安全 交付金	住宅・建築物安 全ストック形成 事業	住宅の耐震化 の支援に関す る事業	平成15年度～	未定
2	産業建設部 まちづくり・建築課	防災安全 交付金	住宅・建築物安 全ストック形成 事業	住宅の耐震改 修等、建替え に関する事業	平成16年度～	未定
3	産業建設部 まちづくり・建築課	防災安全 交付金	住宅・建築物安 全ストック形成 事業	建築物の耐震 改修に関する 事業	令和4年度～	未定
4	産業建設部 まちづくり・建築課	防災安全 交付金	住宅・建築物安 全ストック形成 事業	ブロック塀等 の安全確保に 関する事業	平成16年度～	未定
5	産業建設部 まちづくり・建築課	防災安全 交付金	公営住宅ストッ ク総合改善事業	市営住宅改修事 業	平成29年度～	未定
6	産業建設部 まちづくり・建築課	社会資本整備 総合交付金	公営住宅ストッ ク総合改善事業	市営住宅改修事 業	平成23年度～	未定
7	産業建設部 土木課	防災安全 交付金	都市公園・ 緑地等事業	伊保石公園リ ニューアル事 業	令和4年度～ 令和8年度	500,000
8	産業建設部 土木課	防災安全 交付金	都市公園・ 緑地等事業	都市公園等公 園リニューアル 事業	令和4年度～ 令和8年度	105,000
9	産業建設部 土木課	防災安全 交付金	都市公園・ 緑地等事業	都市公園等公 園リニューアル 事業	令和4年度～ 令和8年度	11,800

NO	担当部課	補助金・ 交付金名等	対象となる交 付・補助対象 事業	個別事業名	事業期間	総事業費 (千円)
10	教育部 教育総務課	学校施設環境 改善交付金	・長寿命化改良 ・大規模改造 (法令等・空 調・トイレ・障 害) ・防災機能強化 ・太陽光発電等 ・空調設備整備 臨時特例交付金	第二中学校長 寿命化改良事 業	令和3年度～ 令和8年度	2,210,138
11	教育部 教育総務課	学校施設環境 改善交付金	・大規模改造	第一中学校空 調設備更新事 業	令和7年度	19,767
12	教育部 教育総務課	学校施設環境 改善交付金	・長寿命化改良 ・大規模改造 (法令等・空 調・トイレ・障 害) ・防災機能強化 ・太陽光発電等 ・空調設備整備 臨時交付金	玉川中学校長 寿命化改良事 業	未定	2,500,000
13	福祉子ども 未来部 保育課	次世代育成支 援対策施設整 備交付金	大規模修繕等	保育所等の修 繕に関する事 業	未定	未定
14	福祉子ども 未来部 保育課	就学前教育・ 保育施設整備 交付金	大規模修繕等	保育所等の修 繕に関する事 業	未定	未定
15	産業建設部 商工観光課	地域環境保全 対策費補助金	海岸漂着物等地 域対策推進事業	浦戸諸島 環境保全事業	未定	9,390 (今後も実 施予定)